



南日本銀行

第113期

定時株主総会および 普通株主様による 種類株主総会招集ご通知

新型コロナウイルス対応に関するお知らせ

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時時点の感染状況およびご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願いいたします。感染による影響が大きいとされる基礎疾患のある株主様等におかれましては、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ・また、本株主総会会場において、感染予防のための措置をとらせていただきますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

※今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当行ウェブサイト (<https://nangin.jp>) および「南日本新聞」に掲載させていただきます。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時

場所

鹿児島市山下町1番1号
当行本店4階

お土産につきましては、ご来場いただけない株主様との公平性の観点から本年度以降取り止めさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第113期定時株主総会および普通株主様による 種類株主総会招集ご通知	1
議決権の行使方法のご案内	3
議決権行使書のご記入方法について	4
事業報告	5
連結計算書類	24
計算書類	27
監査報告書	32
株主総会参考書類	38
種類株主総会参考書類	50

証券コード 8554
2021年6月7日

株 主 各 位

鹿児島市山下町1番1号
株式会社 南日本銀行
取締役頭取 齋藤 眞 一

第113期定時株主総会および普通株主様による 種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第113期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本定時株主総会には、第2号議案として「定款一部変更の件」を上程いたしますが、この議案につきましては、会社法第322条第1項に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類および種類株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 鹿児島市山下町1番1号 当行本店4階
3. 目的事項
(定時株主総会)
報 告 事 項
 1. 第113期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第113期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項**第1号議案** 剰余金処分の件**第2号議案** 定款一部変更の件**第3号議案** 取締役8名選任の件**(普通株主様による種類株主総会)****決議事項****議案** 定款一部変更の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://nangin.jp>) に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類・種類株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://nangin.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎ 当日は**軽装（クールビズ）**にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法のご案内

下記のいずれかの方法により議決権の行使をお願いします。



1 株主総会に出席する場合

株主総会開催日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



2 議決権行使書を郵送する場合

行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

▶▶ 次頁をご覧ください。

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、可能な限り「議決権行使書を郵送」していただく行使方法をご推奨申し上げます。

議決権行使書のご記入方法について

本株主総会の議案を「株主総会参考書類」38ページより50ページに記載しておりますので、ご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

第1号議案・第2号議案ならびに普通株主様による種類株主総会の議案について

第1号議案・第2号議案ならびに普通株主様による種類株主総会の議案に賛成される場合には、議案の賛否表示欄の「賛」の欄に○印を、異なる意思をご表示される場合は「否」の欄に○印をご表示願います。

第3号議案について

第3号議案につきましては、候補者全員に賛成される場合には、該当議案の賛否表示欄の「賛」の欄に○印を、候補者全員に異なる意思をご表示される場合には、「否」の欄に○印をご表示願います。

一部の候補者につき異なる意思を表示される場合には、「賛」の欄に○印をご表示されたうえ、「株主総会参考書類」に記載の該当候補者の番号をご記入ください。

なお、各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うこととさせていただきます。

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 株主番号

株式会社 南日本銀行 銀行

定款第10条第1項第2号の議決権行使書は、本株主総会（株主総会または臨時株主総会）及び普通株主様による種類株主総会（種類株主による臨時株主総会）における議決権行使書です。

2021年6月1日

本銀行は、本議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとして扱われます。

議決権行使数	賛	否
第1号議案	○	
第2号議案	○	
第3号議案（7号候補者）	○	

お 願 い

- 株主総会にて投票の際は、右の議決権行使書簡紙を会場受付にて提出してください。なお、議決権行使書簡紙に記入をもちて受領する場合は、必ず「議決権行使書簡紙」に記入してください。
- 株主総会にて投票の際は、議決権行使書簡紙に賛否の表示を記入し、この票を提出してください。なお、議決権行使書簡紙に賛否の表示を記入しない場合は、議決権行使書簡紙に賛否の表示を記入し、この票を提出してください。
- 議決権行使書簡紙に賛否の表示を記入しない場合は、議決権行使書簡紙に賛否の表示を記入し、この票を提出してください。

株式会社 南日本銀行

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議決権行使数

第1号議案	第2号議案	第3号議案（7号候補者）
賛	賛	賛
否	否	否

種類株主様による株主総会	賛	否
	○	

第3号議案について

全 員 賛 成 の 場 合 → 賛 に○印

全 員 反 対 の 場 合 → 否 に○印

一部候補者に反対の場合 → 賛 に○印をし、反対する候補者番号を空欄に記入

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【金融経済環境】

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、サービス消費をはじめとする個人消費や企業活動は著しく停滞しました。また、経済活動の再開が段階的に進められる中、政府の経済対策等の効果もあり持ち直しの動きも見られましたが、未だ収束時期も不透明なことから予断を許さない状況が続いております。

鹿児島県内経済におきましても、個人消費や公共投資に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光・飲食関連において厳しい状況が続いており、先行きの不透明感は強まっているものと考えられます。

【事業の経過及び成果】

このような環境のもと、当行はお客さまの資金繰り支援に注力してまいりました。今後は資金繰り支援に加え、永年取り組んできた「WIN-WINネット業務（新販路開拓コンサルティング）」や経営改善支援など、ファイナンス以外の取組みも更に強化し、地域経済の回復・活性化に貢献していくことが使命であると考えております。

以上のような経済情勢のもと、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

<預金>

預金は、前連結会計年度末に比べ416億円増加し、7,760億円となりました。

<貸出金>

貸出金は、前連結会計年度末に比べ214億円増加し、5,903億円となりました。

<有価証券>

有価証券は、前連結会計年度末に比べ20億円増加し、802億円となりました。

<損 益>

当連結会計年度の経常収益は、貸出金利息及び国債等債券売却益の減少等により、前連結会計年度に比べ4億58百万円減少し、159億73百万円となりました。

また、経常費用は、営業経費及び役務取引等費用の減少等により、前連結会計年度に比べ10億22百万円減少し、142億円となりました。

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度に比べ5億63百万円増加し、17億72百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益（退職給付制度改定益）の計上により、前連結会計年度に比べ10億59百万円増加し、17億4百万円となりました。

<店舗関係>

店舗ネットワークの最適化及び店舗運営の効率化を目的として、昼時間休業の導入（2021年4月に8店舗、2021年5月に6店舗）を行いました。

今後も店舗運営の効率化を図るとともに、お客さまの利便性向上に向けた取組みを積極的に行ってまいります。

店舗外ATMにつきましては、効率的なATM網の構築を図るため9カ所のATMを廃止し、2021年3月末現在で68カ所の設置となっております。2014年4月からセブン銀行とのATM利用提携を開始しており、お引き出しについては、ほぼ24時間利用可能となるなど、利便性の向上に努めております。

<金融サービス>

金融サービス面では、2020年7月豪雨により甚大な被害を受けた人吉市に対し、復興支援を目的とした『人吉応援定期預金：がんばるばい（本預金総額の0.01%相当額を寄付）』をはじめ、退職金の運用ニーズに応える「一期一得定期預金」や株主の皆さまからの日頃のご支援にお応えするための「株主優遇定期預金」の販売を行い、商品ラインナップの充実に努めております。

また、ミナミネット支店（2011年4月開設）においては、非対面での24時間インターネット、携帯電話等によるローン申込みの受付を行い、お客さまのニーズに即した商品の提供を行っております。更に、2017年5月より、お客さまとの接点拡大及び利便性向上を目的とした「なんぎんスマホアプリ」を導入しました。

地元取引先事業者に対しては、お取引先の本業支援策である「WIN-WINネット業務」（2011年10月より開始）に組織を挙げて取組んでおり、2017年度からは、経営改善が必要なお客さまに対する販路開拓支援に特に注力するなど、地域経済活性化に向けた取組みを加速させております。

また、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられているお客さまを支援するために平日の相談窓口に加え、休日専用ダイヤル相談窓口の設置や事業性融資及び個人住宅ローンの条件変更にかかる手数料を免除する対応をとらせていただいております。また、災害時や新型コロナウイルス感染症拡大等による不測の事態においても安定した金融サービスの提供を可能とすべく、協力金融機関との相互支援の協定締結を行うなど、事業継続体制の強化を図ってまいりました。

【対処すべき課題】

地域金融機関を取り巻く経営環境は、少子化による人口減少や超高齢化の進行等の社会構造の大きな変化に直面し、また、デジタル技術の進展や規制緩和に伴う他業態を含めた競合環境の激化等により、日々厳しさを増しております。

このような環境下、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、いまだ収束に至っておらず、先行きを見通すことが困難な状況にあり、様々な業種に影響が出てきています。そうした中、当行は、引き続き新型コロナウイルス感染症により影響を受けられているお客さまに寄り添い、健康・安全を最優先に感染拡大防止に取り組むとともに、資金決済や事業資金のご支援のほかに経営支援など、多面的に安定した金融サービスの提供を行っていき、地元鹿児島県の経済を下支えすることを優先的に取り組んでいきたいと考えます。

また、当行は、引き続き短期的な収益ではなく、中長期的に安定した収益を確保することが重要であると考えており、これまで以上に「顧客本位の業務運営」の実践に徹し、お客さまのニーズに合った適切な金融商品・サービスの提供に努めてまいります。

今後においても「地域に密着し、真に地域の発展に役立つ銀行」を目指し、役職員一丸となって各種施策に取り組んでまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	17,865	16,722	16,431	15,973
経常利益	2,242	1,360	1,209	1,772
親会社株主に帰属する当期純利益	820	762	645	1,704
包括利益	722	364	△1,520	2,567
純資産額	43,287	43,072	40,970	43,148
総資産	797,276	801,704	789,169	862,512

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預金	742,285	748,002	734,638	776,225
定期性預金	462,295	454,124	425,100	402,497
その他	279,990	293,878	309,537	373,727
貸出金	566,299	567,360	569,474	590,840
個人向け	198,202	192,189	183,700	175,910
中小企業向け	333,720	339,352	350,011	380,046
その他	34,377	35,818	35,762	34,883
商品有価証券	45	44	33	11
有価証券	85,586	84,224	78,217	80,268
国債	33,481	31,397	22,051	22,400
その他	52,105	52,826	56,166	57,867
総資産	794,195	798,985	786,571	860,013
内国為替取扱高	2,238,015	2,435,713	2,456,851	2,392,781
外国為替取扱高	百万ドル 24	百万ドル 39	百万ドル 42	百万ドル 28
経常利益	2,252	1,477	1,180	1,771
当期純利益	830	878	653	1,704
1株当たり当期純利益	円 銭 81 21	円 銭 87 03	円 銭 59 15	円 銭 189 49

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を自己株式数を控除した期中の平均発行済普通株式数で除し、単位未満を四捨五入して算出しております。

3. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、2017年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 企業集団及び当行の使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業者名	当年度末
株式会社南日本銀行	657人
南九州サービス株式会社	0人
なんぎんリース株式会社	0人
合 計	657人

- 注 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 2. 南九州サービス(株)、なんぎんリース(株)の使用人には、(株)南日本銀行からの出向者は含まれておりません。

② 当行の使用人の状況

	当年度末
使用人数	657人
平均年齢	38年11月
平均勤続年数	15年11月
平均給与月額	380千円

- 注 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

① 営業所数

				当 年 度 末	
				うち出張所	
鹿	児	島	県	55店	(3)
宮	崎		県	2	(一)
熊	本		県	4	(一)
福	岡		県	2	(一)
東	京		都	1	(一)
合			計	64	(3)

注 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動預払機を68カ所設置しております。

② 当年度新設営業所

当年度における営業所の新設はありません。

注 当年度において、鹿児島市立病院出張所、霧島市役所出張所、タイヨー原良店出張所、タイヨー下荒田店出張所、サンキュー和田店出張所、プラッセだいわ鹿屋店出張所、山形屋ショッピングプラザ隼人店出張所、エディオン鹿児島始良加治木店出張所、ドラッグイレブン吉野店出張所の計9カ所の店舗外現金自動預払機を廃止いたしました。また、2020年4月に玉名支店の店舗内店舗形態による移転統合を行ったことにより、当該店舗現金自動預払機について店舗外現金自動預払機（熊本営業部玉名出張所）へ変更しております。

(5) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	194
---------	-----

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
新システム・ソフトウェア関係	72

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
なんぎんリース株式会社	鹿児島市中央町26番18号	リース業務	百万円 70	% 80
南九州サービス株式会社	鹿児島市泉町2番3号4F	現金等輸送業務	10	50

- 注 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当期の連結経常収益は159億73百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は17億4百万円であります。

② 重要な業務提携の概況

- イ. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ロ. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ハ. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ニ. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS接続方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ホ. 九州地区第二地銀7行で勘定系及び対外系システム等オンラインシステムを共同利用しております。

- ヘ. 当行と豊和銀行及び宮崎太陽銀行は、3行のお取引先に対する経営支援を通じて地域経済の活性化に貢献するため、「3行合同地域再生支援委員会」を設立するとともに、各行において、あおぞら銀行グループと「九州地域活性化ファンド（あおぞら銀行グループ設立）」を活用したお取引先の事業再生支援に関する業務提携を行っております。
- ト. 取引先企業の再生支援強化のために鹿児島県内に本店を置く、当行を含む7金融機関（当行、鹿児島銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、奄美大島信用組合）と鹿児島県信用保証協会及び鹿児島県中小企業再生支援協議会が参加して株式会社ドーガンと「かごしま企業再生ファンド」を活用した「業務協力協定」を締結しております。
- チ. セブン銀行とのATM利用提携について、2014年4月14日より利用提携を開始しております。CAFIS接続方式で当行キャッシュカードのセブン銀行ATM利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- リ. 2018年5月、当行と豊和銀行及び宮崎太陽銀行は、お取引先事業者の販路開拓支援分野における業務提携を行いました。本業務提携は、ビジネスマッチングや商談会ではカバーしきれない「販路開拓支援業務」の効率的運営と販路開拓にかかるネットワークの拡充を図ることで、3行が地盤とする鹿児島、大分、宮崎の中小・小規模事業者を中心とした売上高増加を図り、九州南東部の面的地域経済活性化に貢献していくことを目的としています。
- ヌ. 2020年3月、当行と豊和銀行及び宮崎太陽銀行は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえて、各行の事業継続体制の強化を図るため、「災害時における相互協力に関する協定」を締結しました。また、2020年5月には、離島地域における金融機能の維持を目的として、当行と奄美大島信用金庫及び鹿児島銀行において、同様の協定を締結しました。これらにより、締結金融機関それぞれの営業地域において災害が発生した場合でも、災害の影響を最小限に止め、当地域のお客さまに安心してサービスをご利用いただける体制を強化しております。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況（2020年度末現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
齋 藤 眞 一	代 表 取 締 役 頭 取		
市 坪 功 治	専 務 取 締 役		
正 野 和 広	常 務 取 締 役		
濱 口 直 也	取 締 役 長 融 資 部		
中 野 正 幸	取 締 役 長 事 務 統 括 部		
吉 留 昌 彦	取 締 役 長 営 業 統 括 部		
野 間 俊 美	取 締 役（社 外）	弁 護 士 法 人 始 良 霧 島 法 律 事 務 所 所 属 弁 護 士	
西 山 芳 久	取 締 役（社 外）		
松 下 弘 志	監 査 役（常 勤）		
永 山 在 紀	監 査 役（社 外）	南 国 殖 産 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長	南 国 殖 産 株 式 会 社 の 代 表 取 締 役 社 長 で あり、同 社 の 経 理 部 門 を 所 管 す る 役 員 を 歴 任 す る な ど、財 務 ・ 会 計 に 関 し て 相 当 程 度 の 知 見 を 有 す る も の で あり ます。
山 原 芳 樹	監 査 役（社 外）		
逆 瀬 川 尚 文	監 査 役（社 外）		

注 当行は、野間俊美氏、西山芳久氏、山原芳樹氏、逆瀬川尚文氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2011年5月6日の取締役会におきまして役員報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度の廃止、取締役及び監査役の報酬額の改定に関する議案を、2011年6月29日開催の第103期定時株主総会で決議しております。その際に新役員報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬に区分し、役員賞与については支給しないこととしております。なお、当該定時株主総会終結時点の員数は取締役7名、監査役4名であります。また、固定報酬の一定額以上について役員持株会への拠出を義務づけることにより、株主との価値の連動を図る制度となっております。なお、購入した株式は役員退任時まで継続保有を義務付けることとしております。監査役については独立性・中立性を高めるため業績連動報酬の対象とせず、持株会への拠出も義務付けてはおりません。

当行の取締役の報酬は、取締役にふさわしい人材の確保・維持並びに、企業価値向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役員の役割・責務・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としています。

② 報酬等の種類別内容決定に関する事項

イ. 基本報酬

当行の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役割や職責に応じて当行の業績等を考慮しながら総合的に勘案して決定しております。

ロ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、業績向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして、業績指数を反映した金銭報酬とし、各事業年度の当期純利益の目標値（特殊要因による増加額は実質ベースに引き直して評価）に対する達成度合いに応じて算定された額を業績連動報酬として毎年、一定の時期に支給することとしております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する事項

取締役の種類別の報酬割合については、役割・職責・業績等を総合的に勘案し、取締役会にて種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別報酬などの内容を協議し決定しております。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は、固定報酬：業績連動報酬＝0.8：0.2としております。（種類別報酬の合計を1とし、業績指標を100%達成した場合）

取締役の個別の報酬等の内容については、取締役会で決議された内容に基づき、当行の収益状況や経済状況・経営環境等を総合的に勘案し決定しております。

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬
取締役	9人	92	78	13
監査役	4人	27	27	0
計	13人	119	105	13

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬等には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬41百万円は含まれておりません。
3. 株主総会で定められた役員に対する報酬限度額は、取締役について年額200百万円以内、監査役については年額45百万円以内であります。
4. 役員賞与は支給しておりません。
5. 2011年6月に役員退職慰労金制度を廃止しており、2011年7月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
6. 上記のほかに、2020年6月に退任した取締役1名に対して役員退職慰労金（打ち切り支給分）を90百万円支給しております。

(3) 責任限定契約

当行と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 補償契約

補償契約は締結しておりません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役ならびに監査役	・ 取締役及び監査役がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用の補償 ・ 尚、当該契約の保険料は全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
野 間 俊 美	弁護士法人始良霧島法律事務所は、当行と通常の銀行取引があります。
永 山 在 紀	南国殖産株式会社は、当行と通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
野 間 俊 美	5年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会17回全てに出席	弁護士として企業法務に精通しており、その専門的な知識や経験等を当行の経営に反映していただくことを期待する中、取締役会等の場において、当該視点から適宜必要な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
西 山 芳 久	5年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会17回全てに出席	鹿児島県の実務を歴任され、退職後も鹿児島県代表監査委員を務めるなどしており、その経験や見識等を当行の経営に反映していただくことを期待する中、取締役会等の場において、当該視点から適宜必要な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
永 山 在 紀	14年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会17回のうち9回出席 当事業年度開催の監査役会13回のうち8回出席	南国殖産株式会社の代表取締役社長であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識等を生かし、社外監査役として職務を適切に遂行していただけることを期待する中、当行の取締役会や監査役会などの場において、当該視点から適宜必要な発言をいただくなど、当行の経営、職務執行の監査・監督を適切に行っていると考えております。
山 原 芳 樹	10年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会17回のうち15回出席 当事業年度開催の監査役会13回のうち12回出席	長年鹿児島大学教授として勤務され、培われた専門知識及び経験等を生かし、社外監査役として職務を適切に遂行していただけることを期待する中、当行の取締役会や監査役会などの場において、当該視点から適宜必要な発言をいただくなど、当行の経営、職務執行の監査・監督を適切に行っていると考えております。
逆瀬川 尚 文	1年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会17回全てに出席 当事業年度開催の監査役会13回全てに出席	株式会社南日本新聞社の要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と高い見識を生かし、社外監査役として職務を適切に遂行していただけることを期待する中、当行の取締役会や監査役会などの場において、当該視点から適宜必要な発言をいただくなど、当行の経営、職務執行の監査・監督を適切に行っていると考えております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等 からの報酬等
報酬等の合計	5人	18	—

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数

発行可能株式総数	
普通株式	32,000千株
A種優先株式	32,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	8,096千株
A種優先株式	3,000千株

- 注 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 普通株式の株式数には自己株式（49,865株）を含んでおります。

(2) 当年度末株主数

普通株式	5,722名
A種優先株式	1名

(3) 大 株 主

① 普通株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
南 日 本 銀 行 行 員 持 株 会	700	8.70
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	309	3.84
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	308	3.83
株 式 会 社 福 岡 銀 行	280	3.48
一 般 財 団 法 人 岩 崎 育 英 文 化 財 団	259	3.22
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	253	3.14
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	227	2.82
西 日 本 信 用 保 証 株 式 会 社	217	2.69
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	215	2.68
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	201	2.49

② A種優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	3,000	100.00

- 注 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 普通株式の持株比率は、自己株式（49,865株）を控除して計算しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 岩部俊夫 指定有限責任社員 永里 剛	39	(下記 注5. 注6. 参照)

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、39百万円であります。
4. 当行と会計監査人との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約は締結しておりません。
5. 監査役会の同意理由
当行監査役会は、会計監査人からの報告の聴取等を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠などを検討し、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。
6. 非監査業務
上記のほか、当行は、当行の会計監査人と同一のネットワークに属するEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社に対して、自己資本比率の算定に関するコンサルティング業務に係る報酬が1百万円あります。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当行における「内部統制システム構築の基本方針」は、以下の通りです。

「内部統制システム構築の基本方針」

当行は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備する。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とし、代表取締役が繰り返し取締役及び使用人に伝えることにより徹底する。
- (2) コンプライアンス基準等を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (3) コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する事項を審議・決定する。
- (4) 事業年度ごとに取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施状況をフォロー点検することによりコンプライアンスを徹底する。
- (5) 総合企画部を主担当部とし、本部各部及び営業店にコンプライアンス担当者を配置して、コンプライアンスに関する情報を一元的に管理する。
- (6) 取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス研修、全店統一勉強会等を実施する。
- (7) 事故防止のため職員の人事ローテーションや連続休暇制度を実施する。
- (8) コンプライアンス基準に基づき、取締役及び使用人が法令上疑義のある行為等を直接情報提供することについて、取締役及び使用人の全てに周知する。
- (9) 財務報告の適切性を確保するために、総合企画部リスク統括グループを主担当部署として、必要な内部統制体制を構築する。
- (10) 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは、銀行単体のみならず他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含めた一切の関係を遮断し、別途定める『反社会的勢力に対する基本方針』に基づき、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固たる態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保存する。
- (2) 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクの管理体制、リスク管理方針・計画、リスクの測定・評価・管理、報告、検査及び問題点の是正等を定めたリスク管理基準に基づき、リスク管理体制を強固なものにする。

- (2) 各種リスクの管理担当部は、リスク管理の状況をリスクカテゴリーに応じてALM委員会、もしくはリスク管理委員会へ報告し、これらの委員会において管理及び対策等を協議・決定する。リスク管理の運営・統括は総合企画部が行う。
- (3) 内部監査部門は、内部監査計画に基づいて各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会へ報告する。
- 4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 事務分掌・取締役会規程等に基づき、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - (2) コンプライアンスに関する諸問題については、コンプライアンス委員会において審議したうえで、取締役会に付議する。
- 5.当行及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 連結子会社等管理規程に基づき、子会社等の重要な業務の決定について当行が適切に管理及び指導を行うことにより、職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、業務の状況についても定期的に子会社等から報告を求める。
 - (2) 子会社等のコンプライアンス体制、リスク管理体制及び情報管理体制については、総合企画部が指導・監督し、当行及び子会社等から成る企業集団として業務の適正を確保する。
 - (3) 内部監査部門は、子会社等の重要な業務運営の監査を実施し、その結果を取締役会へ報告する。
- 6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役会と協議のうえ必要な人員を監査役室に配置する。
 - (2) 監査役室に所属する使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
 - (3) 監査役室に所属する使用人の人事異動及び考課等人事権に係る事項については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
- 7.当行及び子会社等の役職員等が監査役に報告するための体制
 - (1) 取締役は、当行及び子会社等の役職員の職務の執行に係る重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを監査役に報告する。
 - (2) 職務の執行に関し重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した当行及び子会社等の役職員若しくはこれらの者から報告を受けた者は、これを監査役に報告する。
 - (3) 当該報告をした者に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行ってはならない。
- 8.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 監査役は、取締役会、経営会議及びその他の重要な会議又は委員会等に出席することができるほか、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役又は職員に対しその説明を求めることができる。

(3) 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換を行い、監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当行は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき業務の適正を確保するための体制を整備し運用しております。

1.コンプライアンス

社内規程を整備し周知する他、各種会議や各種社内研修を通じ、役職員等に対してコンプライアンスに関する教育を実施し、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、コンプライアンス違反等に関する通報及び相談の適正な処理の仕組みとして内部通報制度「良心ホットライン」を設け、使用人に対する周知を継続的に行っております。

尚、2020年4月には、内部通報制度の充実を目的として外部弁護士事務所の窓口を新たに開設しております。

2.リスクマネジメント

当行では、業務上不可避なリスクについて、想定される最大損失が経営基盤を脅かすことのないようコントロールすることを目的としてリスク管理に関するさまざまな規程を整備し、「ALM委員会」及び「リスク管理委員会」を中心とするリスク管理体制を確立しております。

また、業務継続・危機管理体制を整備・強化することを目的とした各種規程・マニュアルを整備するとともに、災害等を想定した訓練も適宜実施しております。

尚、2020年4月には、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症に関して、本部各部及び営業店が把握する情報や課題の一元管理を行うとともに、感染防止対策の企画・実施、感染者発生時の対応などを行っております。

3.財務報告に係る内部統制

当行は、財務報告の適切性を確保するための適切な管理態勢を構築・整備することを目的とした「財務報告にかかる内部統制規程」に基づいて、内部統制評価を実施しております。

4.内部監査

当行の内部監査部門は、当行及び子会社等における内部管理態勢の適切性・有効性を検証するとともに、問題点の発見・指摘にとどまらず、評価及び問題点の提言まで行うこととし、内部監査計画に基づき実施された内部監査結果については、原則として四半期毎に開催される監査報告会を通じて取締役会に報告しております。

7. 特定完全子会社に関する事項

- ・該当事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

- ・該当事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

- ・該当事項はありません。

10. その他

- ・該当事項はありません。

[連結計算書類]

第113期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	169,817	預 金	776,069
商 品 有 価 証 券	11	借 用 金	30,000
金 銭 の 信 託	390	そ の 他 負 債	7,303
有 価 証 券	80,246	退職給付に係る負債	400
貸 出 金	590,360	睡眠預金払戻損失引当金	108
外 国 為 替	655	偶 発 損 失 引 当 金	400
リース債権及びリース投資資産	1,920	再評価に係る繰延税金負債	1,237
そ の 他 資 産	12,127	支 払 承 諾	3,844
有 形 固 定 資 産	11,955	負 債 の 部 合 計	819,364
建 物	2,401	(純 資 産 の 部)	
土 地	8,694	資 本 金	16,601
リ ー ス 資 産	0	資 本 剰 余 金	8,880
その他の有形固定資産	859	利 益 剰 余 金	14,416
無 形 固 定 資 産	911	自 己 株 式	△153
ソ フ ト ウ ェ ア	854	株 主 資 本 合 計	39,745
その他の無形固定資産	56	その他有価証券評価差額金	940
退職給付に係る資産	2,401	土 地 再 評 価 差 額 金	2,565
繰 延 税 金 資 産	971	退職給付に係る調整累計額	△122
支 払 承 諾 見 返	3,844	その他の包括利益累計額合計	3,382
貸 倒 引 当 金	△13,102	非 支 配 株 主 持 分	19
資 産 の 部 合 計	862,512	純 資 産 の 部 合 計	43,148
		負債及び純資産の部合計	862,512

連結損益計算書

(单位：百万円)

科 目		金	額
経資	常運	収用	益
貸有債預そ	出証券	金利息	息金利息
13,610	12,038	1,069	4
80	418	1,491	505
365	1	364	14,200
199	170	28	2,162
435	10,136	1,267	856
4	405	29	714
22	63	171	554
726	1,705	1	1,704

第113期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	16,601	8,873	12,994	△153	38,315
当期変動額					
剰余金の配当			△379		△379
親会社株主に帰属する当期純利益			1,704		1,704
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩			97		97
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		7			7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	7	1,422	△0	1,429
当期末残高	16,601	8,880	14,416	△153	39,745

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	229	2,663	△274	2,618	36	40,970
当期変動額						
剰余金の配当						△379
親会社株主に帰属する当期純利益						1,704
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						97
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	711	△97	151	764	△17	747
当期変動額合計	711	△97	151	764	△17	2,177
当期末残高	940	2,565	△122	3,382	19	43,148

[計算書類]

第113期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	169,817	預 金	776,225
現 金	16,149	当 座 預 金	12,230
預 け 金	153,668	通 蓄 預 金	356,539
商 品 有 価 証 券	11	預 貯 預 金	2,228
商 品 国 債 債 権	11	期 間 預 金	1,165
金 銭 の 信 託	390	預 積 金	393,327
有 価 証 券	80,268	そ の 他 の 預 金	8,715
国 債 債 権	22,400	借 入 金	2,017
地 方 債 権	20,820	借 入 金	30,000
社 債 債 権	18,723	未 決 済 為 替 借 入	147
株 式 債 権	5,190	未 払 人 員 費 税	79
そ の 他 の 証 券	13,132	未 前 払 受 取 用 益	296
貸 出 金	590,840	前 給 付 補 填 備 金	454
割 引 手 貸 形 付	2,146	一 除 ス 債 務	1
手 形 貸 付	19,223	証 書 貸 付	10
証 書 貸 付	515,206	当 座 貸 付	17
当 座 貸 付	54,264	外 国 為 替 債 権	3,624
外 国 為 替 債 権	655	退 職 給 付 引 当 金	371
外 国 他 店 預 け	655	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	108
そ の 他 資 産	10,923	偶 発 損 失 引 当 金	400
未 決 済 為 替 貸 付	96	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,237
未 収 収 益	404	支 払 承 諾	3,844
そ の 他 の 資 産	10,421	負 債 の 部 合 計	816,818
有 形 固 定 資 産	11,895	(純 資 産 の 部)	
建 物	2,401	資 本 剰 余 金	16,601
土 地	8,694	資 本 準 備 金	8,902
リ ー ス 資 産	10	資 本 準 備 金	7,500
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	788	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,402
無 形 固 定 資 産	904	利 益 剰 余 金	14,337
ソ フ ト ウ ェ ア	847	利 益 準 備 金	1,250
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	56	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,086
前 払 年 金 費 用	2,549	繰 越 利 益 剰 余 金	13,086
繰 延 税 金 資 産	918	自 己 株 式	△153
支 払 承 諾 見 返	3,844	株 主 資 本 合 計	39,688
貸 倒 引 当 金	△13,004	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	940
資 産 の 部 合 計	860,013	土 地 再 評 価 差 額 金	2,565
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,505
		純 資 産 の 部 合 計	43,194
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	860,013

第113期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	13,205
貸出証券の運用益	12,046
有価証券の運用益	1,068
預金利息	4
受取利息	80
配当金	5
当利	1,456
利息	577
益料	879
益益	505
益益	8
益益	497
益益	351
益益	1
益益	254
益益	95
経常費用	171
貸出証券の運用費用	170
有価証券の運用費用	0
預金利息	2,162
受取利息	97
配当金	2,064
当利	435
利息	0
益料	391
益益	43
益益	9,748
益益	1,230
益益	824
益益	314
益益	0
益益	4
益益	86
経常利益	13,747
貸出証券の運用利益	12,046
有価証券の運用利益	1,068
預金利息	4
受取利息	80
配当金	5
当利	1,456
利息	577
益料	879
益益	505
益益	8
益益	497
益益	351
益益	1
益益	254
益益	95
経常費用	171
貸出証券の運用費用	170
有価証券の運用費用	0
預金利息	2,162
受取利息	97
配当金	2,064
当利	435
利息	0
益料	391
益益	43
益益	9,748
益益	1,230
益益	824
益益	314
益益	0
益益	4
益益	86
経常利益	1,771

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(単位：百万円)

科 目							金 額
特 別 利 益	固 定 資 産	退 職 給 付 制 度	分 配 改 定	益 益			744
特 別 損 失	固 定 資 産	退 職 給 付 損 失	分 配	損 失			85
税 引 前 当 期 純 利 益	法 人 税、 住 民 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等			2,430
税 引 前 当 期 純 利 益	法 人 税、 住 民 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等			171
税 引 前 当 期 純 利 益	法 人 税、 住 民 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等			554
税 引 前 当 期 純 利 益	法 人 税、 住 民 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等			726
税 引 前 当 期 純 利 益	法 人 税、 住 民 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等			1,704

第113期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	16,601	7,500	1,402	8,902
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
利益準備金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	－	－	△0	△0
当期末残高	16,601	7,500	1,402	8,902

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	1,174	11,739	12,914	△153	38,266
当期変動額					
剰余金の配当		△379	△379		△379
当期純利益		1,704	1,704		1,704
利益準備金の積立	75	△75	－		－
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				0	0
土地再評価差額金の取崩		97	97		97
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	75	1,347	1,422	△0	1,422
当期末残高	1,250	13,086	14,337	△153	39,688

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	229	2,663	2,892	41,158
当期変動額				
剰余金の配当				△379
当期純利益				1,704
利益準備金の積立				－
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
土地再評価差額金 の取崩				97
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	711	△97	613	613
当期変動額合計	711	△97	613	2,036
当期末残高	940	2,565	3,505	43,194

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 南 日 本 銀 行
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 部 俊 夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南日本銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 南 日 本 銀 行
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩 部 俊 夫 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 永 里 剛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南日本銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社 南日本銀行 監査役会

常勤監査役 松 下 弘 志 ㊞

社外監査役 永 山 在 紀 ㊞

社外監査役 山 原 芳 樹 ㊞

社外監査役 逆瀬川 尚 文 ㊞

以 上

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分ににつきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円、A種優先株式1株につき、定款の定めにより金59円80銭を配当いたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は380,564,125円となります。

(普通株式：201,164,125円、A種優先株式：179,400,000円)

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月30日（水）といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

剰余金の処分ににつきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

利益準備金 76,112,825円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 76,112,825円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当行を取り巻くマーケット環境等に応じて、地域社会において継続的に金融仲介機能を発揮していくため、今後の中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、資本戦略の選択肢の一つとして、以下のとおり、新たな種類の株式としてのB種優先株式の発行を可能にするために諸規定の追加を行うものです。

なお、B種優先株式の内容の一部については、定款では要綱のみを定め、詳細については取締役会で定めることとしております。

- ① 新たな株式の種類としてB種優先株式を追加するため、現行定款第6条にB種優先株式の発行可能種類株式総数を新たに追加するものであります。
- ② 変更案第2章の3においてB種優先株式に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は3,200万株とし、 普通株式の発行可能種類株式総数は3,200万株、A 種優先株式の発行可能種類株式総数は3,200万株と する。	第2章 株式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は3,200万株とし、 普通株式の発行可能種類株式総数は3,200万株、A 種優先株式の発行可能種類株式総数は3,200万株、 B種優先株式の発行可能種類株式総数は3,200万株 とする。
第7条～第12条 (条文省略)	第7条～第12条 (現行どおり)
第2章の2 優先株式 第12条の2～第12条の9 (条文省略)	第2章の2 A種優先株式 第12条の2～第12条の9 (現行どおり)
(新 設) <u>(新 設)</u>	第2章の3 B種優先株式 (B種優先配当金) 第12条の10 当銀行は、第38条に定める剰余金の配当 をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の 最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先 株式を有する株主 (以下、「B種優先株主」とい う。) またはB種優先株式の登録株式質権者 (以 下、「B種優先登録株式質権者」という。) に対し、 普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B 種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たり の払込金額相当額 (ただし、B種優先株式につき、 株式の分割、株式無償割当て、株式の併合または これに類する事由があった場合には、適切に調整 される。) に、B種優先株式の発行に先立って取締 役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出 した額の金銭 (以下、「B種優先配当金」という。) の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。 ただし、当該基準日の属する事業年度においてB 種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し て第12条の11に定めるB種優先中間配当金を支払 ったときは、その額を控除した額とする。 ② ある事業年度においてB種優先株主またはB種優 先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額 がB種優先配当金の額に達しないときは、その不 足額は翌事業年度以降に累積しない。

現 行 定 款	変 更 案
	③ <u>B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号もしくは同法第760条第7号に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号もしくは第765条第1項第8号に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u>
(新 設)	<u>(B種優先中間配当金)</u> <u>第12条の11 当銀行は、第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「B種優先中間配当金」という。）を支払う。</u>
(新 設)	<u>(B種優先株主に対する残余財産の分配)</u> <u>第12条の12 当銀行は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。</u>
(新 設)	② <u>B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u> <u>(B種優先株主の議決権)</u> <u>第12条の13 B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</u>
(新 設)	<u>(種類株主総会)</u> <u>第12条の14 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(金銭を対価とする取得条項) 第12条の15 当銀行は、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。 ② 当銀行は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。
(新 設)	(普通株式を対価とする取得条項) 第12条の16 当銀行は、B種優先株式の発行に先立って取締役会が別途定める日をもって、当該日までに当銀行に取得されていないB種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
(新 設)	(株式の分割または併合および株式無償割当て) 第12条の17 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。 ② 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
(新 設)	(優先順位) 第12条の18 A種優先株式およびB種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 第13条～第19条（条文省略）	第3章 株主総会 第13条～第19条（現行どおり）
第4章 取締役および取締役会 第20条～第28条（条文省略）	第4章 取締役および取締役会 第20条～第28条（現行どおり）
第5章 監査役および監査役会 第29条～第36条（条文省略）	第5章 監査役および監査役会 第29条～第36条（現行どおり）
第6章 計算 第37条～第40条（条文省略）	第6章 計算 第37条～第40条（現行どおり）

第3号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名				当行における地位・担当 (2021年4月現在)
①	さい 齋	とう 藤	しん 眞	いち 一	再任 取締役頭取
②	いち 市	つば 坪	こう 功	じ 治	再任 専務取締役
③	しょう 正	の 野	かず 和	ひろ 広	再任 常務取締役
④	はま 濱	ぐち 口	なお 直	や 也	再任 取締役融資部長
⑤	よし 吉	どめ 留	まさ 昌	ひこ 彦	再任 取締役営業統括部長
⑥	た 田	なか 中	きょう 暁	じ 爾	新任 執行役員総合企画部長
⑦	の 野	ま 間	とし 俊	み 美	再任 社外 取締役
⑧	にし 西	やま 山	よし 芳	ひさ 久	再任 社外 取締役

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当行株式の種類および数
①	再任 さい とう しん いち 齋 藤 眞 一 (1952年 8 月27日生)	1975年 4 月 当行入行 1993年 6 月 当行宮田通支店長 2001年 2 月 当行卸本町支店長兼市内第三 ブロック長 2005年 6 月 当行取締役証券・国際部長 2007年 6 月 当行取締役総合企画部長兼内 部統制室長 2009年 6 月 当行常務取締役経営企画部長 2010年10月 当行常務取締役経営企画部長 兼経営計画推進室長 2013年 6 月 当行専務取締役 2017年 6 月 当行取締役副頭取 2019年 6 月 当行取締役頭取 現在に至る	普通株式 13,600株
■ 取締役候補者とした理由 経営企画及び財務面をはじめ、現当行取締役頭取を歴任し、銀行経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。その高い能力や見識を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。			
②	再任 いち つば こう じ 市 坪 功 治 (1961年12月27日生)	1984年 4 月 当行入行 2004年10月 当行上町支店長 2006年 4 月 当行総合企画部企画課長 2009年 4 月 当行総合企画部部長代理 2011年 7 月 当行中央支店長兼宮田通支店 長兼市内第一ブロック長 2013年 6 月 当行執行役員経営企画部長兼 経営計画推進室長 2014年 6 月 当行取締役経営企画部長兼 経営計画推進室長 2019年 4 月 当行取締役総合企画部長 2019年 6 月 当行常務取締役 2020年 6 月 当行専務取締役 現在に至る	普通株式 7,700株
■ 取締役候補者とした理由 総合企画部門をはじめ、現当行専務取締役を歴任し、業務全般を熟知しております。その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
③	再任 しょう の かず ひろ 正野和広 (1962年 6 月 8 日生)	1985年 4 月 当行入行 2002年 10 月 当行東谷山支店長 2005年 10 月 当行鴨池支店長 2007年 7 月 当行鹿屋支店長兼笠之原支店長兼大隅ブロック長 2009年 2 月 当行本店営業部部長代理 2010年 6 月 当行営業統括部次長 2011年 2 月 当行営業統括部支店支援室長 2012年 6 月 当行執行役員営業統括部支店支援室長 2013年 6 月 当行執行役員卸本町支店長 2014年 6 月 当行取締役本店営業部長 2016年 6 月 当行取締役営業統括部長 2019年 6 月 当行常務取締役営業本部長 2020年 6 月 当行常務取締役 現在に至る	普通株式 7,800株
■ 取締役候補者とした理由 当行常務取締役営業本部長・現当行常務取締役を歴任し、特に営業分野でリーダーシップを発揮するなど、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。			
④	再任 はま ぐち なお や 濱口直也 (1960年 2 月 3 日生)	1982年 4 月 当行入行 2001年 7 月 当行上町支店長 2003年 6 月 当行谷山支店長 2007年 7 月 当行営業推進部部長代理兼営業企画グループ主任調査役 2008年 2 月 当行国分支店長兼始良ブロック長 2011年 2 月 当行脇田支店長兼市内第二ブロック長 2012年 10 月 当行審査部次長 2013年 6 月 当行証券国際部長 2014年 6 月 当行執行役員熊本営業部長兼熊本・福岡ブロック長 2017年 6 月 当行取締役審査部長 2019年 6 月 当行取締役融資部長 現在に至る	普通株式 4,900株
■ 取締役候補者とした理由 当行執行役員熊本営業部長兼熊本・福岡ブロック長・現当行取締役融資部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当行株式の種類および数
⑤	再任 よし だめ まさ ひこ 吉 留 昌 彦 (1964年10月30日生)	1988年 4 月 当行入行 2007年 7 月 当行鴨池支店長 2011年 2 月 当行審査部融資企画グループ 主任調査役 2011年 7 月 当行経営企画部部長代理 2014年 7 月 当行川内支店長兼川内ブロッ ク長 2016年 7 月 当行中央支店長兼市内第一ブ ロック長 2019年 6 月 当行執行役員本店営業部長 2020年 6 月 当行取締役営業統括部長 現在に至る	普通株式 3,300株
■ 取締役候補者とした理由 当行執行役員本店営業部長・現当行取締役営業統括部長を歴任し、その豊富な経験 や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機 能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。			
⑥	新任 た なか きょう じ 田 中 暁 爾 (1966年 6 月19日生)	1990年 4 月 当行入行 2007年 4 月 当行総合企画部リスク統括グ ループ調査役 2009年 4 月 当行総合企画部企画課長 2011年11月 当行本店営業部融資課長 2013年 2 月 当行荒田支店長 2014年 7 月 当行経営企画部部長代理 2018年 2 月 当行経営企画部副部長 2019年 6 月 当行総合企画部長 2020年 6 月 当行執行役員総合企画部長 現在に至る	—
■ 取締役候補者とした理由 経営企画部門をはじめ、現当行執行役員総合企画部長を歴任し、業務全般を熟知し ております。その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締 役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としま した。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当行株式の種類および数
⑦	再任 社外 の ま と し み 野 間 俊 美 (1941年 2 月22日生)	1961年 4 月 鹿児島地方裁判所入所 1976年 8 月 簡易裁判所判事任官 1976年10月 司法試験合格 1981年11月 簡易裁判所判事退官 1981年12月 鹿児島県弁護士会に弁護士登録 1994年 4 月 鹿児島県弁護士会会長就任 1995年 3 月 鹿児島県弁護士会会長退任 2002年 4 月 弁護士法人鹿児島中央法律事務所設立 2006年 4 月 法テラス鹿児島地方事務所長就任 2012年 4 月 法テラス鹿児島地方事務所長退任 2013年 4 月 弁護士法人野間法律事務所代表弁護士 2015年 6 月 当行取締役 2019年 1 月 弁護士法人始良霧島法律事務所所属弁護士（旧弁護士法人野間法律事務所） 現在に至る ■ 重要な兼職の状況 弁護士法人始良霧島法律事務所所属弁護士	普通株式 2,000株
■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割 弁護士として企業法務に精通し、その専門的な知識・経験等を社外取締役として当行の経営全般に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当行株式の種類および数
⑧	再任 社外 にし やま よし ひさ 西山 芳 久 (1948年 1 月 8 日生)	1972年 4 月 鹿児島県入庁 1997年 4 月 同県保健福祉部県立病院課長 2000年 4 月 同県総務部人事課長 2002年 4 月 同県商工観光労働部次長 2003年 4 月 同県総務部次長 2005年 4 月 同県環境生活部長 2007年 3 月 同県退職 2007年 7 月 鹿児島県代表監査委員就任 2011年 3 月 同県代表監査委員辞職 2011年 4 月 かがしま産業支援センター理事 2015年 6 月 かがしま産業支援センター理事 2015年 6 月 当行監査役 2019年 6 月 当行監査役退任 2019年 6 月 当行取締役 現在に至る	—
■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割 鹿児島県の要職を歴任され、退職後も鹿児島県代表監査委員を務めるなど、その経験と見識を社外取締役として当行の経営全般に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

- 注 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野間俊美氏、西山芳久氏は社外取締役候補者であります。
3. 野間俊美氏、西山芳久氏は現任の社外取締役であり、両氏の社外取締役の就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって野間俊美氏が6年、西山芳久氏が2年となります。
4. 当行は、野間俊美氏、西山芳久氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当行は、野間俊美氏、西山芳久氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

種類株主総会参考書類

議 案 定款一部変更の件

株主総会参考書類39頁から43頁に記載の第2号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以 上